東浦町災害対策本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東浦町災害対策本部条例（昭和 38 年東浦町条例第８号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第２条　条例第２条第２項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

２　条例第２条第２項の規定により災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合の順序は、副町長、教育長の順序とする。

（本部の設置及び廃止）

第３条　東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）は、第２非常配備若しくは第３非常配備又は本部長が必要と認めるときに設置し、「東浦町災害対策本部」の標示を掲出する。

２　本部は、原則として東浦町役場内に設置する。

３　本部長は、町の地域内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

４　本部長は、本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

（現地災害対策本部）

第４条　本部長は、被災した現地において災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止する。

（災害対策本部員）

第５条　条例第３条第３項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第２号）第１条に規定する部の長及びこれらに相当する者並びに町長が指名した者をもって充てる。

２　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

３　職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と本部との総合調整を行う。

（本部員会議）

第６条　本部に本部員会議を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進する。

３　本部員が不在のときは、本部員の属する別表第１に規定する部の中から代理の者を出席させなければならない。

４　本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

（本部事務局）

第７条　本部に事務局を置く。

２　事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

（１）本部の運営に関すること。
（２）災害応急対策等に関し、本部と関係機関との連絡調整に関すること。
（３）本部員会議に関すること。
３　事務局に事務局長を置き、災害対策本部に関することを所管する課の長をもって充てる。
４　事務局長は、事務局の事務を統括する。
５　事務局の職員は、災害対策本部に関することを所管する課の職員をもって充てる。

（部等）

第８条　条例第３条第１項の規定により置く部は、別表第１に掲げるとおりとする。
２　条例第３条第２項の規定により置く部長は、別表第２に掲げる職員をもって充てる。
３　第１項の部に別表第１に掲げる班を置き、別表第２に掲げる所掌事務を分掌させる。
４　前項の班に班長を置き、別表第２に掲げる職員をもって充てる。

（部員）

第９条　条例第３条第２項の規定により置く部員は、一般職の職員のうち町長が指名する職員とする。

（支部）

第10条　本部に支部を置くことができる。
２　支部には支部長を置くものとする。
３　支部長は、連絡所長をもって充て、自主防災会を統括するものとする。
４　支部に所属する部員は、本部長が指名する。
５　前項の部員は、本部長の命を受け、別表第２に掲げる所掌事務を処理する。

（非常配備）

第11条　非常配備の種類及びその時期は、別表第３のとおりとする。
２　本部員及び部員は、非常配備となった場合は、本部長の指示により参集するものとする。
３　班員は、非常配備についたときは、速やかに所属する班の班長又は所属する部の部長に報告し、班長又は部長は、当該報告を事務局に報告するものとする。
４　非常配備に従事する職員並びにその配備場所及び任務は、本部長が定める。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第６条、第８条関係）

［災害対策本部組織表］

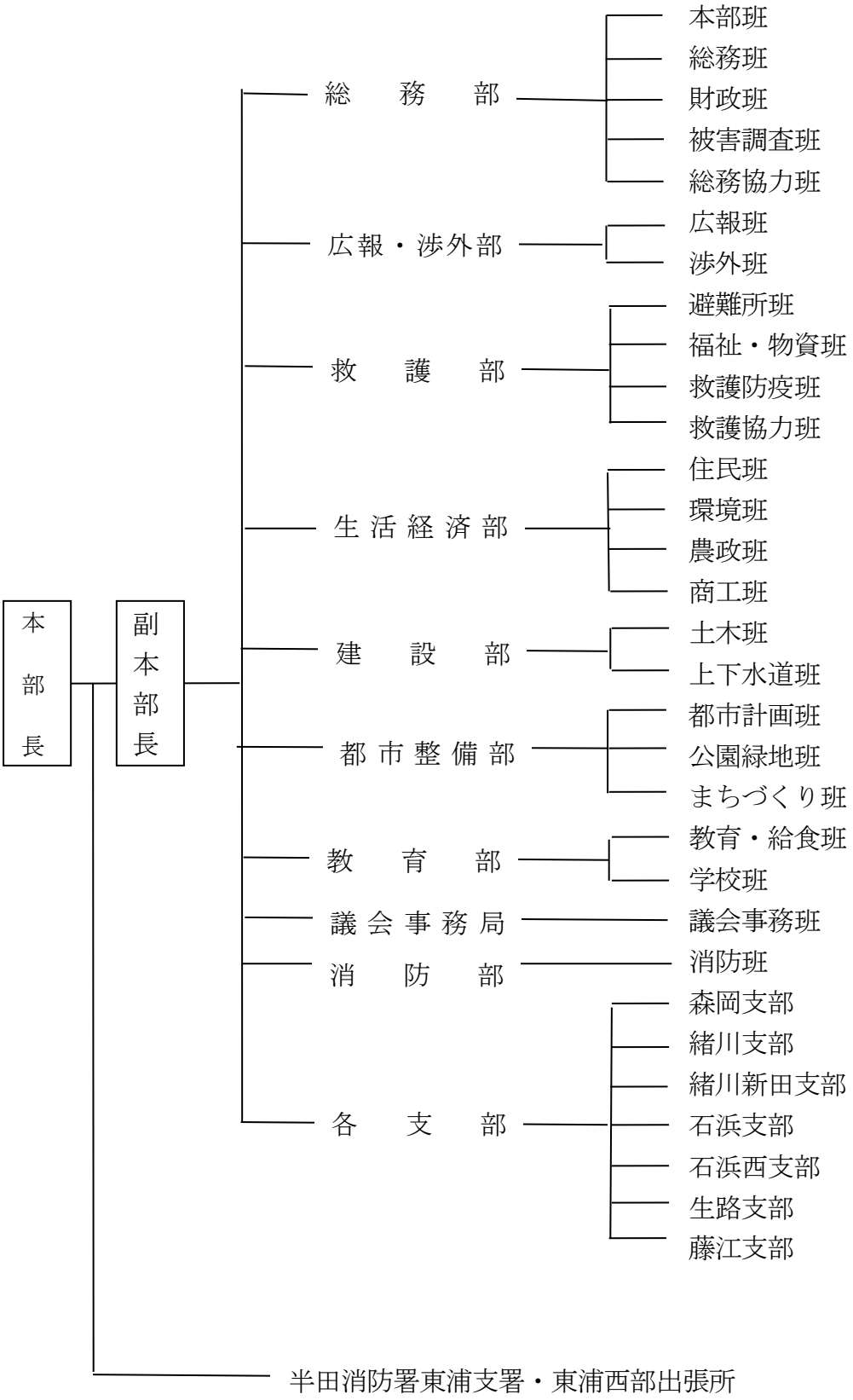

別表第２（第８条関係）

東浦町災害対策本部の編成及び所掌事務

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
本部 本部長 　町　長 副本部長 　副町長 　教育長		１　災害対策全般の企画統制に関すること。 ２　非常配備に関すること。 ３　災害救助法の適用に関すること。 ４　自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 ５　消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 ６　住民に対する避難勧告等に関すること。 ７　町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 ８　災害ボランティアセンターの設置に関すること。 ９　その他災害対策に関する重要な事項
総務部 部長 　総務部長	本部班 （防災危機管理課） 班長 　防災危機管理課長	１　災害対策本部の庶務に関すること。 ２　気象予警報等情報（地震災害に関する情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 ３　防災無線の運用に関すること。 ４　職員の非常招集に関すること。 ５　災害救助法に関すること。 ６　本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 ７　その他、他班の所管に属さないこと。
	総務班 （総務課） 班長 　総務課長	１　各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 ２　災害の処置状況の記録に関すること。 ３　災害対策本部の記録に関すること。 ４　災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 ５　防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 ６　町有車輌の集中運行管理に関すること。 ７　他市町等からの支援者受入に関すること。

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
	財政班 （財政課） 班長 　財政課長	1　応急対策及び復旧対策の係る財政措置その他予算に関すること。 2　義援金品及び見舞金品等の収受及び出納に関すること。 3　町有財産の被害調査に関すること。 4　他（部）班の応援協力に関すること。
	被害調査班 （税務課） 班長 　税務課長	1　罹災証明に関すること。 2　被害調査に関すること。 3　罹災者の税の減免等に関すること。 4　他（部）班の応援協力に関すること。
	総務協力班 （会計課、監査委員事務局） 班長 　会計管理者	他（部）班の応援協力に関すること。
広報・渉外部部長 　企画政策部長	広報班 （企画政策課、住民自治課、ＤＸ推進課） 班長 　住民自治課長	1　住民に対する予警報、避難情報等の広報に関すること。 2　災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3　各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4　通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5　他（部）班の応援協力に関すること。
	渉外班 （秘書人事課） 班長 　秘書人事課長	1　災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2　職員の公務災害に関すること。 3　罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 4　本部長及び副本部長の秘書に関すること。

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
救護部 部長 　健康福祉部長	避難所班 （住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、スポーツ課、保育園、学校班） 班長 　生涯学習課長	1　避難所の開設及び管理運営に関すること。 2　外国人支援に関すること。 3　所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4　罹災者の安否情報、確認に関すること。 5　炊き出し米等の確保に関すること。 6　他（部）班の応援協力に関すること。
	福祉・物資班 （ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 　ふくし課長	1　救助物資の配給に関すること。 2　罹災者の救護に関すること。 3　福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4　要配慮者の支援に関すること。 5　在宅老人等に関すること。 6　義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7　仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 8　日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 9　所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	救護防疫班 （健康課） 班長 　健康課長	1　病気予防のための衛生対策に関すること。 2　医療、助産に関すること。 3　医薬品及び衛生資材の配分に関すること。 4　所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
生活経済部 部長 　生活経済部長	住民班 （住民課） 班長 　住民課長	1　行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2　埋火葬に関すること。 3　他（部）班の応援協力に関すること。
	環境班 （環境課） 班長 　環境課長	1　ごみ等（災害廃棄物、し尿を含む。）の処理に関すること。 2　所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
	農政班 （農業振興課） 班長 　農業振興課長	1　農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2　家畜の防疫に関すること。 3　農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 4　排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5　排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 6　他（部）班の応援協力に関すること。
	商工班 （商工振興課） 班長 　商工振興課長	1　救助物資の調達に関すること。 2　商工業関係事業所の被害調査に関すること。 3　商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 4　所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5　他（部）班の応援協力に関すること。
建設部 部長 　建設部長	土木班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 　土木維持管理課長	1　水防に関すること。 2　樋門操作に関すること。 3　道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4　急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5　緊急輸送道路の確保に関すること。 6　緊急の交通安全対策に関すること。
	上下水道班 （上下水道課） 班長 　上下水道課長	1　飲料水の供給に関すること。 2　水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3　ポンプ場運転等の操作に関すること。

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
都市整備部 部長 　都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 　都市計画課長	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3　被災住宅の応急修理に関すること。 4　町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	公園緑地班 （公園緑地課） 班長 　公園緑地課長	公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	まちづくり班 （まちづくり課） 班長 　まちづくり課長	1　公共交通の被害調査等に関すること。 2　他（部）班の応援協力に関すること。
教育部 部長 　教育部長	教育・給食班 （学校教育課） 班長 　学校教育課長	1　学校との連絡調整に関すること。 2　学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3　罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関すること。 4　罹災児童、生徒の育英、奨学に関すること。 5　応急給食に関すること。 6　給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 7　他（部）班の応援協力に関すること。
	学校班 （各小中学校） 班長 　学校教育課長	1　各学校の被害調査及び報告に関すること。 2　避難所班の応援協力に関すること。
議会事務局 部長 　議会事務局長	議会事務班 （議会事務局） 班長 　議会事務局長	議会災害対策会議に関すること。

部　名　等	班　名　等	所　　掌　　事　　務
消防部 部長 　消防団長	消防班 （消防団） 班長 　副団長	1　防災応急措置に関すること。 2　罹災者の救護に関すること。 3　行方不明者の捜索に関すること。 4　住民に対する予警報、避難情報等の伝達に関すること。 5　避難誘導に関すること。
支　部	各支部	1　本部との連絡調整に関すること。 2　本部支部相互の情報伝達に関すること。 3　支部地区内の状況把握に関すること。 4　当該避難所の開設及び管理運営に関すること。 5　自主防災会を統括すること。
知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署		1　本部との連絡調整に関すること。 2　災害応急対策活動に関すること。
東浦町社会福祉協議会		災害ボランティアセンターの運営に関すること。

（注）所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。

別表第３（第 11 条関係）

非常配備の種類及び時期

［非常配備の基準］

区分	指　令　又　は　解　除　の　時　期	非常配備すべき人員（災害対策本部設置）
警戒配備	＜指令の時期＞ １　次の注意報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （１）大雨注意報 （２）洪水注意報 （３）高潮注意報 ２　伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 ３　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したとき ＜解除の時期＞ １　災害が発生するおそれがなくなったとき。 ２　災害応急対策がおおむね完了したとき。	防災危機管理課職員
第１非常配備	＜指令の時期＞ １　災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （１）大雨警報 （２）暴風警報 （３）洪水警報 （４）高潮警報 （５）暴風雪警報 ２　伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 ３　町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10m（須賀川にあっては、－1.22m）を越えたとき。 ４　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されたとき。 ５　その他の災害が発生するおそれがあるとき又は小規模の災害が発生したとき。 ６　その他の状況により町長が必要と認めたとき。 ＜解除の時期＞ １　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。 ２　災害応急対策がおおむね完了したとき。	あらかじめ町長が指名する職員及び防災危機管理課職員

第２非常配備	＜指令の時期＞ １　上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 ２　町又は町の隣接市町において震度５弱の地震が発生したとき。 ３　「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 ４　災害により、住民を避難させる必要が生じたとき及び自主避難者の存在を確認したとき。 ５　その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生したとき。 ６　境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 ７　町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあっては、－0.72m）を越えたとき。 ＜解除の時期＞ １　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 ２　災害応急対策がおおむね完了したとき。	あらかじめ町長の指名する職員（第１非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員（災害対策本部設置）
第３非常配備	＜指令の時期＞ １　町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 ２　境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 ３　町内河川が氾濫等するおそれがあるとき又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 ４　町又は町の隣接市町において震度５強以上の地震が発生したとき。 ５　特別警報が発表されたとき。 ＜解除の時期＞ １　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 ２　第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。	職員全員（災害対策本部設置）